

身体障害者障害程度等等級表(太実線より上は第1種を、下は第2種を表します。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそ しやく機能の障 害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものを用い、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したものと 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したものと 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2)視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したものと	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大音声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそ しやく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものと 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したものと	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したものと
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそ しやく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したものと 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものと 4. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものと 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものと 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものと 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したものと 3. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものと 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したものと 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したものと 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発生された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものと	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものと	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したものと 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	1 同一の等級について、二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 ※7級の障害は、一つのみでは法の対象とならないが、7級の障害が二つ以上重複する場合、又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、法の対象となる。 3 異なる等級について、2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。					

身体障害者障害程度等等級表(太実線より上は第1種を、下は第2種を表します。)

級別	肢体不自由			内部機能障害						
	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
		上肢機能	移動機能							
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用中の日常生活活動がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	5 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。									

精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能力障害(活動制限)の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。障害の状態の判定に当たっての障害等級の判定基準を下表に示す。

障害等級	障害の状態	
	精神疾患(機能障害)の状態	能力障害(活動制限)の状態
1級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買い物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
2級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買い物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
3級 (精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買い物はなおむねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬はなおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応はなおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用はなおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

特別児童扶養手当の障害基準

1級	<p>① 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④ 両上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>⑩ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑪ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2級	<p>① 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>③ 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④ そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>⑤ 音声または言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>⑩ 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
<p>※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常のあるものについては、矯正視力によって測定します。</p>	

手帳と特別児童扶養手当の等級の違いについて

手帳の等級及び程度と特別児童扶養手当の等級は、直接関係ありませんが、次のように手当を受けられるかどうかの目安になります。

特別児童扶養手当の等級	身体障害者手帳の等級	療育手帳の程度
1級に相当するもの	1級、2級	「A」「A」
2級に相当するもの	3級、4級の1部	「B」

※ 障害の状態によっては、この表のとおりにならない場合もあります。

特別障害者手当・障害児福祉手当の該当基準

◎特別障害者手当

1. 「令別表第2」の①～⑦のうち2つ以上に該当する方。
2. 「令別表第2」の①～⑦のうち1つに該当し、かつ、「別表A」の①～⑪のうち2つ以上に該当する方。
3. 肢体不自由で「令別表第2」の③～⑤のうち一つに該当し、かつ、「日常生活動作評価表」(16点満点)で10点以上となる方。
4. 内部障害等で「令別表第1」の⑧に該当し、かつ、日常生活上絶対安静の状態にある方。
5. 精神障害(知的障害を含む)で「令別表第1」の⑨に該当し、かつ、「日常生活能力判定表」(16点満点)で14点以上となる方。

ただし、次の場合には手当を受けることはできません。

- 施設に入所中の方
- 3か月以上継続して病院又は診療所に入院している方。

令別表第1

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
 - ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
 - ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
 - ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
 - ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
 - ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
 - ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
 - ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
- (備考)視力の判定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

令別表第2

- ① 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- ② 両耳の聴カレベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

令別表第2

- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
 - ⑦ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
- (備考)令別表第1の備考と同じ

◎障害児福祉手当

「令別表第1」の状態にある方。

別表 A

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- ④ そしゃく機能を失ったもの
- ⑤ 音声又は言語機能を失ったもの
- ⑥ 両上肢のおや指及びびひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びびひとさし指を欠くもの
- ⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- ⑧ 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- ⑨ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも
- ⑪ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも

日常生活動作評価表

1. タオルを絞る(水をきれい程度)
 2. とじひもを結ぶ
 3. かぶりシャツを着て脱ぐ
 4. ワイシャツのボタンをとめる
 5. 座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する。)
 6. 立ち上る
 7. 片足で立つ
 8. 階段の昇降
- (備考)おおむね全介助2点・半介助1点・介助なし0点とする。

日常生活能力判定表

1. 食事
 2. 用便(月経)の始末
 3. 衣服の着脱
 4. 簡単な買物
 5. 家族との会話
 6. 家族以外の者との会話
 7. 刃物・火の危険
 8. 戸外での危険から身を守る(交通事故)
- (備考)日常生活動作評価表の備考に準じる。

障害基礎年金の障害等級表

「国民年金法施行令別表」より抜粋。 ※障害者手帳の等級とは異なります。

1級	<p>① 次に掲げる視覚障害(※1)</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4(※2)視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2(※2)視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④ 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>⑤ 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>⑩ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑪ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2級	<p>① 次に掲げる視覚障害(※1)</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4(※2)視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2(※2)視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>③ 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④ そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑨ 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>⑩ 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑪ 両下肢全ての指を欠くもの</p> <p>⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
<p>(※1)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p> <p>(※2)1/4および1/2の1はローマ数字表記。</p>	

障害厚生年金の障害等級表

「厚生年金保険法施行令別表第1」より抜粋(3級)。 ※障害者手帳の等級とは異なります。

1級	(障害基礎年金の障害等級表と同様)
2級	
3級	<p>① 次に掲げる視覚障害(※1)</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの</p> <p>ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4(※2)視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの</p> <p>ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの</p> <p>② 両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>③ そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの</p> <p>④ 脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑤ 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの</p> <p>⑥ 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの</p> <p>⑦ 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑧ 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの(※3)又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの(※3)</p> <p>⑨ おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したものの(※4)</p> <p>⑩ 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>⑪ 両下肢の10趾の用を廃したものの(※5)</p> <p>⑫ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>⑬ 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>⑭ 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの</p>
<p>(※1)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p> <p>(※2)1/4および1/2の1はローマ数字表記。</p> <p>(※3)指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。</p> <p>(※4)指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>(※5)趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節(第1趾にあっては趾節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。</p>	

障害手当金に該当する障害の状況(障害厚生年金)

「厚生年金保険法施行令別表第2」より抜粋。

障 害 の 状 態	
1	両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの(※1)
2	1眼の視力が0.1以下に減じたもの(※1)
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したものの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2(※2)視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
5	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
6	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	一上肢の2指以上を失ったもの(※3)
15	一上肢のひとさし指を失ったもの(※3)
16	一上肢の3指以上の用を廃したもの(※4)
17	ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの(※4)
18	一上肢のおや指の用を廃したもの(※4)
19	一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの(※5)
20	一下肢の5趾の用を廃したもの(※6)
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

(※1) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(※2) 1/4および1/2の1はローマ数字表記。

(※3) 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

(※4) 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

(※5) 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。

(※6) 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節(第1趾にあっては趾節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

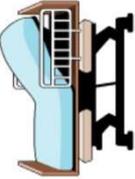
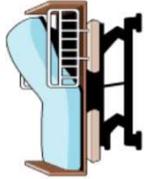
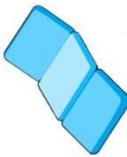
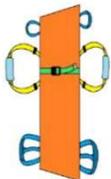
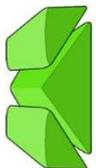
補装具支給比較表

		障害者総合支援法	労働者災害保障保険法	介護保険法	
(支給対象者)		すべての障害者が対象である。 但し、他法給付が優先する。	労働者災害補償保険法の障害 保険給付受給者を対象とする。 業務上の事由により既に装着し ていた義肢等をき損した場合も 対象となる。		
(支給決定機関)		福祉事務所長	労働基準局長	市	
(支給期間)		福祉事務所長	労働基準局長	市	
義肢	採型指導機関	更生相談所	労災病院・指定医療機関	X	
	検収機関	更生相談所	労災病院・指定医療機関		
	製作機関	指定義肢製作所	義肢製作所(無指定)		
補聴器	検収機関	更生相談所	労働基準局長		
	製作機関	指定補聴器製作所	補聴器製作所		
支給品目	義肢	○	○		×
	装具 (下肢・体幹・上肢)	○	○		×
	補聴器	○	○		×
	車いす	○	○		○
	電動式車いす	○	○		○
	歩行器	○	×	○	
	かつら	×	○(女性のみ)	×	
	義眼	○	○	×	
	眼鏡	○	○	×	
	収尿器	×	○	×	
	視覚障害者安全つえ	○	×	×	
	介助用フィルター	×	○	×	
歩行補助つえ	○	×	○		

* ○は支給品目として認められるものです。 ×は支給品目として認められておりません。

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

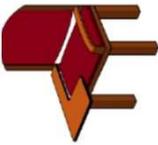
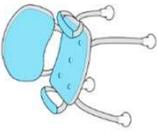
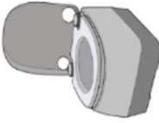
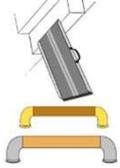
令和7年4月1日

種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
	障害程度	年齢	その他	※			
 特殊寝台	下肢または体幹1・2級 難病患者(寝たきり状態にあるかた)	18歳以上		⇧ 介	腕、脚などの訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能有するもの	154,000	8
 訓練用ベッド	下肢または体幹1・2級 難病患者(下肢または体幹機能に障害のあるかた)	6～17歳 (学齢児以上)		⇧	腕、脚などの訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能有するもの	159,200	8
 特殊マット	下肢または体幹1級 難病患者(寝たきり状態にあるかた)	3歳以上		⇧ 介	褥瘡の防止または、失禁などによる汚れを防止できる機能有するもの	100,000	5
 特殊尿器	下肢または体幹1級 難病患者	6歳以上 (学齢児以上)		⇧	寝たまま、座ったままで、自動的に採尿できるもの	67,000	5
 入浴担架	下肢または体幹1・2級	3歳以上		⇧ 介	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
 体位変換器	下肢・体幹1・2級 難病患者(寝たきり状態にあるかた)	6歳以上 (学齢児以上)		⇧ 介	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	5

肢 体 不 自 由 等

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

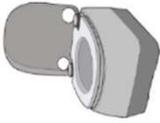
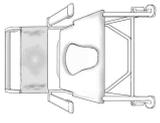
令和7年4月1日

種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
	障害程度	年齢	その他	※			
 移動用リフト	下肢または体幹1・2級 難病患者(下肢または体幹 機能に障害のあるかた)	3歳以上		⇧ 介	介護者が容易に使用し得るもの(天井走行型そ の他住居改造を伴うものを除く)	159,000	4
 訓練いす	下肢または体幹1・2級	3～17歳		⇧	原則として付属のテーブルを付ける	33,100	5
 入浴補助用具	下肢または体幹 難病患者	3歳以上		⇧ 介	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への出入 りなどを補助でき、障害者または介助者が 容易に使用できるもの	90,000	8
 簡易便器	下肢または体幹1・2級 難病患者(常時介護を要する かた)	6歳以上 (学齢児以上)		⇧ 介	室内用ポータブルトイレ(手すりをつけること ができる)	9,500	8
 T字杖・棒状のつえ	平衡、下肢、体幹 難病患者(下肢が不自由な かた)	3歳以上			【A】木製 【B】軽金属製	【A】2,266 【B】3,090	3
 移動・移乗支援用具	平衡、下肢、体幹 難病患者(下肢が不自由な かた)	3歳以上		⇧ 介	手すりスロープ等(転倒防止、立ち上がり、移 乗動作補助、段差解消等)の用具 ※工事を伴わないもの ※取付費用は対象外	60,000	8

肢 体 不 自 由 等

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和7年4月1日

種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
	障害程度	年齢	その他	※			
 特殊便器  トイレチェアー  車いす用段差昇降機  吸入器(ネブライザー)  電気式たん吸引器  携帯用会話補助装置	上肢1・2級 難病患者(上肢が不自由な かた)	6歳以上 (学齢見以上)		⇧	足踏みペダルで温水・温風が出るもの	151,200	8
	下肢または体幹1・2級 頸髄損傷等により、通常の 便座の上で座位を保てない かた	—		⇧ 介	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便 が可能なもの	81,000	8
	常時車いすを使用している かた	—		⇧ 介	地面と屋内床面の高低差が1メートル程度 の場合に、車いすに乗ったままの状態です 降可能なもの	260,000	10
	呼吸器 音声言語3級(喉頭・咽頭摘 出しているかた) 肢体不自由1・2級(診断書に より必要と認められるかた) 難病患者(呼吸器に障害が あるかた)	—		⇧		36,000	5
	音声言語 肢体不自由 (上記に加え音声・発語に著 しい障害があるかた)	6歳以上 (学齢見以上)		⇧	携帯式で、言語を音声または文章に変換す る機能を有し、障害者が容易に使用できるも の	56,400	5
							98,800

肢 体 不 自 由 等

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和7年4月1日

種目	対象者			用途・性能	基準額(円)	耐用年数
	障害程度	年齢	その他 ※			
人工喉頭	音声言語(喉頭摘出しているかた)	3歳以上		【A】笛式 【B】電動式	【A】5,150 【B】72,203	【A】4 【B】5
ストーマ装具	膀胱または直腸	3歳以上		排便・排尿のいずれにも機能障害がある場合は、合計額。二孔式は2倍の単価とする。 【A】蓄便袋 【B】蓄尿袋	【A】月： 8,858 【B】月： 11,639	—
紙おむつ	排尿・排便の意思表示が困難で他法他施策が活用できず、次のいずれかに該当するかた (1) 乳幼児期以前(概ね3歳以前)で発症した非進行性の脳痙攣※により運動機能に障害(下肢機能障害や体幹機能障害)があり、自力での排尿または排便が困難で次のいずれにも該当する者 ① 自力でトイレに行けないこと ② 自力で便座(排便補助具の使用を含む)に座ることができないこと ※脳性麻痺のほか、脳炎または脳外傷、無酸素脳症等の後遺症等による生身性障害を有することが診断書等により判断される者 (2) 膀胱・直腸障害のうち、ストーマ造設者で著しい変形やひらみ等によりストーマ用装具が装着できないかた (3) 二分脊椎等の神経障害による高度の排便・排尿障害があるかた (4) 難病により、運動機能に障害(下肢機能障害や体幹機能障害)があり、自力での排尿または排便が困難で次のいずれにも該当する者 ① 自力でトイレに行けないこと ② 自力で便座(排便補助具の使用を含む)に座ることができないこと	3歳以上	他法他施策による活用ができないかた	障害者が容易に使用し得るもの	月：12,000	—
収尿器	身体障害であり高度の排尿障害があるかた	3歳以上		採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの 【A】男性用 【B】女性用	【A】7,931 【B】8,755	1

肢体不自由等

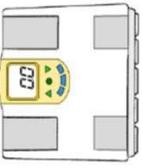
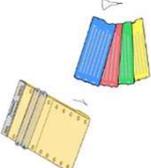
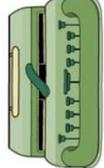
地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和7年4月1日

	種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
		障害程度	年齢	その他	※			
肢体不自由	 頭部保護帽	平衡または下肢・体幹に障害があり頻繁に転倒するか。または、知的障害・精神障害でありてんかんなどにより頻繁に転倒するかた。	3歳以上			ヘルメット型で転倒の際に衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの	22,000	3
	 居宅生活動作補助用具(住宅改修)	下肢・体幹・移動機能1～3級難病患者(下肢または体幹機能に障害のあるかた)	6歳以上 (学齢見以上)		↑ 介	障害者の移動などを円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	生涯
視覚障害等	 電磁調理器	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯	↑	火を使わずに煮物、揚げ物、蒸し物ができるもの	41,000	6
	 歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚1・2級	6歳以上 (学齢見以上)				7,000	10
	 視覚障害者用誘導装置	視覚	—		↑	音声による目的物(位置)などの確認が可能となるもの (ICタグを使用したナビゲーションデバイス機能を有するものも含む)	56,000	10
	 視覚障害者用音声式体温計	視覚1・2級	6歳以上 (学齢見以上)	視覚障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯		ボタンを押すと体温を音声で知らせるもの	9,000	5

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

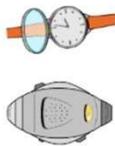
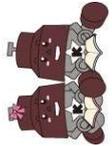
令和7年4月1日

種目	対象者			用途・性能	基準額(円)	耐用年数
	障害程度	年齢	その他			
 視覚障害者用体重計	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみ またはこれに準ずる世帯世帯に1台	音声式体重計	18,000	5
	 音声式血圧計	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみ またはこれに準ずる世帯世帯に1台	音声により測定結果を知らせる機能を有する血圧計で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,000
 情報・通信支援用具	視覚1・2級 上肢1・2級	6歳以上 (学齢見以上)		視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大音声化ソフト、インテリキーン、ジョイスティック テレビが聞けるラジオ	100,000	6
	 点字ディスプレイ	視覚1・2級	18歳以上		文字などのコンピューターの画面情報を点字などにより示すことができるもの	300,000
 点字器	視覚	3歳以上		【A】標準型A 真鍮板製両面書32マス18行 【B】標準型B プラスチック製両面書32マス18行 【C】携帯型A アルミニウム製片面書32マス4行 【D】携帯型B プラスチック製片面書32マス12行	【A】10,712 【B】6,798 【C】7,416 【D】1,699	【A・B】7 【C・D】5
	 点字タイプライター	視覚1・2級	6歳以上 (学齢見以上)		操作の簡単なもので、点字器に比べて3、4倍のスピードで打てるもの	63,100

視 覚 障 害 等

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和7年4月1日

	種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
		障害程度	年齢	その他	※			
視覚障害等	 視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚1～3級	6歳以上 (学齢見以上)			【A】録音再生機 【B】再生専用機	【A】85,000 【B】48,000	6
	 視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚1・2級	6歳以上 (学齢見以上)			文字情報を暗号化された情報を読みとり、音声に変換させるもの	99,800	6
	 視覚障害者用読書器	視覚	6歳以上 (学齢見以上)			文字等を撮影しモニター画面に拡大して映し出す機能を有するものまたは撮影した活字を文字として認識し音声信号に変換して出力する機能を有するもの	198,000	8
	 視覚障害者用時計	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯		【A】触読式 【B】音声式	【A】10,300 【B】13,300	10
	 音声ICタグレコーダー	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯	⇩	タグ(記録媒体)にリーダー(読み取り機)をかざすことにより、あらかじめタグに録音した音声聞き取ることが出来るもの	38,000	10
	 点字図書	視覚	—		⇩	点字により作成された図書※給付対象者1人につき、点字図書で年間6タイトルまたは24巻を限度とする。ただし辞書等一括して購入しなければならないものを除く	点字図書 価格 (一般図書購入価格を除いた額)	—

地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和7年4月1日

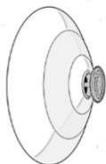
種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
	障害程度	年齢	その他	※			
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚2級	18歳以上	聴覚障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯	↑	音や音声などを視覚や触覚などにより知覚できるもの	87,400	10
聴覚障害者用目覚まし時計	聴覚2級	18歳以上	聴覚障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯	↑	音や音声などを視覚や触覚などにより知覚できるもの	10,000	10
携帯用信号装置	聴覚障害 視覚・触覚によらなければ、呼び出しなどに応じることができないかた	—		↑	送信機などによる合図が、視覚や触覚などにより知覚できるもの	18,000	10
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害 発声・発語に著しい障害があるかた	6歳以上 (学齢見以上)	世帯に1台	↑	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字などにより通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	20,000	5
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚	—	世帯に1台	↑	字幕および手話付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、災害時に障害者が容易に使用し得るもの 内臓型テレビ及びテレビ本体の給付は不可。	88,900	6
透析液加温器	腎臓1～3級 (自己連続携帯行式腹膜灌流法(CAPD)透析療法を行うかた)	3歳以上		↑	透析液を加温し、一定の温度を保つもの	51,500	5

聴覚障害等

内部障害等

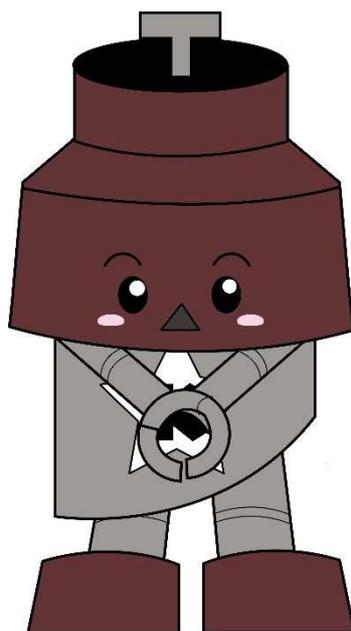
地域生活支援事業 日常生活用具種目表

令和7年4月1日

	種目	対象者				用途・性能	基準額(円)	耐用年数
		障害程度	年齢	その他	※			
内 部 障 害 等	 酸素ボンベ運搬車	呼吸器 (在宅酸素療法を行うかた)	18歳以上		⇧		17,000	10
	 動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	身体障害(人工呼吸器を装着しているかた) 難病患者(人工呼吸器を装着しているかた)	—		⇧	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの	157,500	5
他	 自動消火器	身体障害1・2級 知的障害○A・A、精神障害1・2級 難病患者	—	火災発生のお知らせ・避難が著しく困難な方で、障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯	⇧	天井に取り付けた消火器が、自動的に作動するもの	28,700	8
	 人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリー	人工呼吸器を装着しているかたで、次のいずれかに該当するかた ①呼吸器または心臓1級、3級のかた ②①と同程度の障害を有する障害児者 ③難病患者等のかた	—	自家発電機、外部バッテリーのいずれか1種目	⇧	【A】自家発電機 【B】外部バッテリー	【A】150,000 【B】100,000	6

※ ⇧:在宅の障害者等が対象
介:介護保険給付優先

※ 対象者の障害程度について不明な点がございましたら障害福祉課までお問い合わせください。
※ 購入をする前に、あらかじめご相談ください。
※ 当ガイドブックに掲載されております画像などの無断転載はご遠慮ください。



川口市マスコット「きゅぼらん」

〒332-8601 川口市青木2-1-1

川口市役所 障害福祉課

電話 048(258)1110(代表)

FAX 048(259)7943

再生紙を使用しています